証券コード　９２２５
2023年12月５日
（電子提供措置の開始日 2023年11月29日）

株　主　各　位

東京都港区虎ノ門４丁目１番４０号
ブリッジコンサルティンググループ株式会社
代表取締役CEO　宮　崎　良　一

第12回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第12回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】
https://bridge-group.co.jp/ir/stock/meeting/

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show
（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ブリッジコンサルティンググループ」又は「コード」に当社証券コード「9225」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、当社の指定する議決権行使サイト（https://web.sharely.app/e/bridge-group-12/pre_vote）において賛否を入力されるか、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえご返送いただくか、いずれかの方法により、2023年12月20日（水曜日）午後６時30分までに到着するようご送付いただきますようお願い申しあげます。

記

1．日　　時　2023年12月21日（木曜日）午前10時

2．場　　所　東京都港区西新橋一丁目6番15号
NS虎ノ門ビル　11階　Bルーム
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3．目的事項

報告事項　第12期（2022年10月1日から2023年9月30日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　定款一部変更の件

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

第３号議案　監査等委員である取締役3名選任の件

第４号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件

4．招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

(1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

(2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

(3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

(4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方１名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は法令及び当社定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
・　計算書類の「個別注記表」
したがいまして、当該書面に記載している事業報告及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
◎株主総会にご出席の株主皆さまへのお土産はご用意しておりません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の３つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時：2023年12月21日（木曜日）午前10時
（受付開始：午前９時30分）

電磁的方法（インターネット等）で議決権を行使される場合

パソコン又はスマートフォンから議決権行使サイト（https://web.sharely.app/e/bridge-group-12/pre_vote）にアクセスし、議決権行使書用紙に記載された「株主番号、郵便番号、保有株式数」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

行使期限：2023年12月20日（水曜日）午後６時30分入力完了分まで

書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご投函ください。

行使期限：2023年12月20日（水曜日）午後６時30分到着分まで

書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使について

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申しあげます。

インターネットによる事前の議決権行使の流れ

1. 以下のURLあるいは二次元コードからバーチャル株主総会のログイン画面へアクセスしてください。

https://web.sharely.app/e/bridge-group-12/pre_vote

2. お手持ちの議決権行使書をご参考の上、ログイン画面にて必要な情報を入力しログインしてください。

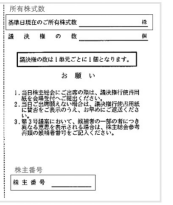

3. セキュリティおよび株主様の保護のためキャプチャ認証がございます。表示された９つの写真から適切なものを選び、確認してください。

4. 事前受付期間において、議案ごとに賛成、反対又は棄権を行使することが出来ます。

注意事項

・インターネットによる議決権の行使は、2023年12月20日（水曜日）午後６時30分まで受け付けておりますが、議決権行使結果集計の都合上、できるだけ早めに行使くださいますようお願い申しあげます。
・インターネットと郵送により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとします。またインターネットによる議決権行使が複数回行われた場合は、最後のインターネットによる議決権行使を有効なものとして取り扱います。
・議決権行使ウェブサイトをご利用いただくための接続料金及び通信料金等は株主様の負担となります。
・その他システムに関するご不明点に関しましては、下記FAQサイトをご確認ください。
https://sharely.zendesk.com/hc/ja/sections/360009585533

敬　具

事　業　報　告

（2022年10月 1日から
2023年 9月30日まで）

1．会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大も次第に落ち着きを見せ、社会経済活動の正常化が進み、景気の緩やかな回復が継続しています。一方で、国際情勢による地政学的リスクに伴うエネルギー価格上昇や、世界的な金融引き締めに伴う影響、生活必需品の値上げなど経済活動の動向は極めて不透明な状況が継続しております。

また、高度化・複雑化が増すビジネス環境下において、企業の経営課題は年々増える一方、企業を支える労働力の面では、少子高齢化という社会問題も相まって働き手が不足している状況です。生産年齢人口は減少する一方で、働き方の多様化が進みプロフェッショナル業務のアウトソーシングが拡大しております。

このような状況の中、当社は「幸せの懸け橋に～1人でも多くの人を幸せに導く～」という創業理念のもと、経営管理ナレッジシェアを軸とした「経営管理コンサルティングサービス」、「プロフェッショナル人材の紹介」等、公認会計士人材の経験・知見をデータベース化・最適配分を通じて、経営管理の課題解決を支援するプロシェアリング事業及び付帯関連事業を拡大しております。

当社が運営する公認会計士等のためのワーキングプラットフォーム「会計士.job」では登録者数が2023年９月時点で4,100名を超え、急速に変化する事業環境への対応を背景に成長を志向する企業へのご支援を拡大しております。

各企業ともに慢性的な人材不足の状況であり、上場準備会社からは管理体制整備のノウハウやリソース不足に陥りやすく、IPO支援、リスクマネジメントサービスを中心に、また、上場会社からはリスクマネジメントサービス、アカウンティングサービスを中心に当社の提供する各サービスへの問合せが増加し、支援社数も増加しております。

各サービスへの問合せ対応や将来的な事業拡大のため採用の強化を進めております。また、日本国内におけるスタートアップ企業の成長とIPO並びにM&A業界のさらなる発展を目的にBridgeIPO/M&ACommunityを立ち上げ、HPやメールマガジンでの業界に関する情報発信やオンラインによるピッチイベントの開催などを実施しました。

以上の結果、当事業年度の経営成績は、売上高1,654,667千円（前事業年度比30.2％

増）、営業利益155,360千円（同61.7%増）、経常利益151,550千円（同58.3%増）、当期純利益102,879千円（同59.2%増）となりました。なお、当事業年度で発生した上場関連費用は17,338千円であります。

なお、当社はプロシェアリング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

② 設備投資の状況

当事業年度において総額215千円の設備投資を実施しました。設備投資の主なものは、パソコン等の購入であります。

なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却はありません。

③ 資金調達の状況

当社は、2023年６月26日の東京証券取引所グロース市場への株式上場にあたり実施した公募増資により、新たに119,600千円の資金調達を実施し、資金需要に備えております。

また、新株予約権の行使により42,435千円の資金調達を行いました。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第 9 期 (2020年９月期)	第 10 期 (2021年９月期)	第 11 期 (2022年９月期)	第 12 期 (当事業年度) (2023年９月期)
売　上　高 (千円)	657,095	970,270	1,270,624	1,654,667
経　常　利　益 (千円)	16,369	101,902	95,708	151,550
当　期　純　利　益 (千円)	10,904	66,426	64,627	102,879
１株当たり当期純利益　(円)	6.98	41.09	37.62	53.43
総　資　産 (千円)	563,520	702,304	869,819	1,246,265
純　資　産 (千円)	320,835	387,262	621,889	886,804
１株当たり純資産　(円)	80.68	121.77	356.02	440.19

(注) １．記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。ただし、１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額は銭未満を四捨五入して表示しております。
２．1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。
３．1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数に基づいて算出しております。
４．2022年３月７日付で普通株式１株につき300株の株式分割を行っておりますが、第９期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益金額を算定しております。

(3) 対処すべき課題

中長期的な会社の経営戦略の実現を果たすため、当社は以下の課題に取り組んでまいります。

① 受注の安定性及び継続性の更なる向上

国内のBPO市場は拡大傾向（株式会社矢野経済研究所　BPO市場に関する調査結果）にあるものの、景気の悪化や働き方の変化に伴う、経営管理市場の縮小による受注減のリスクが想定されます。

安定的かつ継続的な受注活動が実現できるよう、セールスパートナー先や業務提携先の増加並びに当社HPやSNSなどのサービスWEBメディアの強化を図ってまいります。また、経営資源の相互活用により、サービス提供の共同実施や新規チャネルの開拓などの相乗効果のある企業とのアライアンスを含めた関係強化も進めてまいります。

② コンサルタントの採用

提供しているサービスの継続的な改善や新規のニーズに対応したサービスを提供していくため、

積み重ねてきたノウハウのチェックリスト化や、業務オペレーションの最適化などを進める優秀なコンサルタントの確保が不可欠となります。今後も安定的に事業を拡大していくため、引き続き、積極的に優秀なコンサルタントの採用を進めてまいります。

③　サービス提供の品質担保
クライアントニーズを充足する高品質なサービスが提供できない場合、案件継続率の低下に繋がるリスクがあります。
サービスのパッケージ化及びマニュアル化を進め、品質担保を図ると同時に、優秀な人材確保に向けて積極的に投資を実施してまいります。

④　サービス提供人員の確保及び稼働率の上昇
「会計士.job」に登録するパートナー会計士に活躍の場を十分に提供できず登録者の満足度が下がることによってサービス提供人員・稼働率の確保が不安定になるリスクがあります。当社の重要資産である「会計士.job」の登録・稼働登録者数は、当社サービスの安定性、品質性の担保に大きく影響するため、引き続き、各企業へ提供するサービスや支援内容を整備・拡充することでパートナー会計士に活躍の場を広げ、「会計士.job」の安定的な運営を進めてまいります。

⑤　財務上の課題
当社は、金融機関からの借入金を有するものの十分な手元流動性が確保されており、当事業年度末時点において優先的に対処すべき財務上の課題はありませんが、今後の事業拡大に備えて、更なる内部留保の確保と営業キャッシュ・フローの改善等により財務体質の強化を図ってまいります。

(4) 主要な事業内容（2023年9月30日現在）

当社は１．会社の現況　(1) 当事業年度の事業の状況　① 事業の経過及び成果に記載の通り、「プロシェアリング事業」の単一セグメントであります。

(5) 主要な営業所及び工場（2023年9月30日現在）

東京本社	東京都港区
大阪事務所	大阪府大阪市
名古屋事務所	愛知県名古屋市
広島事務所	広島県広島市

(6) 使用人の状況（2023年9月30日現在）

使用人数　　61名
前事業年度末比増減　　12名増

(7) 主要な借入先の状況（2023年９月30日現在）

借入先	借入額
楽天銀行株式会社	21,700千円
株式会社日本政策金融公庫	17,220

(8) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、2023年６月26日に東京証券取引所グロース市場に上場しました。

2．株式の状況（2023年9月30日現在）

(1) 発行可能株式総数　6,800,000株

(2) 発行済株式の総数　2,036,800株

(3) 株主数　626名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
宮崎　良一	524,000株	26.0%
GOOD ONE PARTNERES合同会社	399,600	19.8
WMグロース４号投資事業有限責任組合	192,700	9.6
株式会社プロネクサス	172,500	8.6
株式会社エスネットワークス	80,000	4.0
パーソルテンプスタッフ株式会社	69,600	3.5
株式会社ＳＢＩ証券	60,900	3.0
MSIP CLIENT SECURITIES	37,800	1.9
稲岡　賢	34,200	1.7
田中　智行	34,200	1.7

（注）持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3．新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

			第１回新株予約権	第４回新株予約権
発行決議日			2018年１月５日	2019年12月19日
新株予約権の数（個）			6	20
新株予約権の目的となる株式の種類と数（株）			普通株式　1,800	普通株式　6,000
新株予約権の払込金額（円）			新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（円）			67	250
権利行使期間			2020年１月６日から2027年12月５日まで	2021年12月20日から2029年11月19日まで
行使の条件			（注）２	（注）２
役員の保有状況（名）	取締役（監査等委員を除く）	取締役（社外取締役を除く）	1	1
		社外取締役	－	－
	取締役（監査等委員）		1	－

			第５回新株予約権
発行決議日			2020年９月29日
新株予約権の数（個）			213
新株予約権の目的となる株式の種類と数（株）			普通株式　63,900
新株予約権の払込金額（円）			新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（円）			250
権利行使期間			2022年９月30日から2030年８月29日まで
行使の条件			（注）２
役員の保有状況（名）	取締役（監査等委員を除く）	取締役（社外取締役を除く）	2
		社外取締役	－
	取締役（監査等委員）		3

（注）１．2022年３月７日付で普通株式１株につき300株の株式分割を行っております。これにより「行使価額」及び「新株予約権の目的となる株式の数」が調整されております。

（注）２．新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当会社の取締役、監査役又は従業員たる地位を保有していることとしております。ただし、取締役会の承認を得た場合はこの限りではございません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はございません。

4．会社役員の状況

(1) 取締役の状況（2023年９月30日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	宮崎良一	
取締役	伊東心	コーポレート戦略部部長兼ITメディア統括部部長
取締役	徳永康雄	WMパートナーズ株式会社代表取締役社長
取締役（監査等委員）	大友潤	
取締役（監査等委員）	山田琴江	
取締役（監査等委員）	土谷祐三郎	

（注）１．取締役徳永康雄、取締役(監査等委員)大友潤、山田琴江及び土谷祐三郎は、社外取締役であります。
２．2022年12月21日開催の第11回定時株主総会において、伊東心は新たに取締役に選任され就任いたしました。
３．取締役(監査等委員)山田琴江は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
４．常勤の取締役(監査等委員)を置いておりませんが、相当程度の時間を職務に割いており、監査等委員である取締役としての職務を遂行しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役徳永康雄、大友潤、山田琴江及び土谷祐三郎との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約をそれぞれ締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、取締役を被保険者として、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者がその職務の執行に関して責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしており、被保険者の保険料を当社が全額負担しております。ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。

(4) 取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は2021年12月15日の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

1) 基本方針

当社取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬は、企業価値の持続的な向上に資することを目的とし、各人の職責、在任年数、業績貢献及び当社の業績等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。なお、社外取締役の報酬は、職務の独立性を勘案して、金銭による固定報酬のみとする。

2) 個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

取締役（監査等委員であるものを除く。）の基本報酬は、基本方針を踏まえた金銭による月例の固定報酬とし、他社水準、従業員の給与水準等を総合的に勘案して決定する。また賞与について、当社の単年度の業績等に応じて一定時期に支給することがあるものとする。

3) 固定報酬及び業績連動報酬等の額の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

現在、取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬等は、月例の固定報酬及び賞与ではあるが、今後の当社の事業拡大及び成長フェーズを鑑み、業績連動報酬及び非金銭報酬の導入を検討する。

4) 個人別の報酬等の内容に関する決定

個人別の報酬額については、取締役会決議による。当該報酬額案の妥当性については、社外取締役の助言を得たうえで、当該報酬案を取締役会に上程するものとする。

なお、「② 当事業年度に係る報酬等の総額等」記載の報酬決定に関する決定は以下となります。

当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）の役員報酬等に関する株主総会の決議年月日は2022年12月21日であります。決議の内容は、年間報酬総額の上限を、取締役（監査等委員であるものを除く。）は年5,000万円以内（決議時点で取締役(監査等委員であるものを除く。)3名）とするものであります。監査等委員である取締役の役員報酬等に関する株主総会の決議年月日は2022年12月21日であります。決議の内容は、年間報酬総額の上限を、監査等委員である取締役は年2,000万円以内（決議時点で監査等委員である取締役3名）とするものであります。株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、取締役（監査等委員であるものを除く。）の個別報酬については2022年12月21日及び2023年3月15日の取締役会に

て、監査等委員である取締役については2022年12月21日の監査等委員会にて、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、常勤、非常勤の別、業務分担の状況を考慮して決定しているものであり、当事業年度にかかる個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断し決定しております。

賞与につきましては、単年度の業績等に応じて上記取締役（監査等委員であるものを除く。）の年間報酬総額以内で、2023年10月18日の取締役会にて決議しております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる役員の員数
		固定報酬	賞与	左記のうち、非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	31,340千円 (700)	25,340千円 (700)	6,000千円 (−)	−千円 (−)	3名 (1)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	9,200 (9,200)	9,200 (9,200)	− (−)	− (−)	3 (3)
合計 （うち社外役員）	40,540 (9,900)	34,540 (9,900)	6,000 (−)	− (−)	6 (4)

（注）取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

監査等委員ではない社外取締役徳永康雄氏は、WMパートナーズ株式会社の代表取締役社長であります。WMパートナーズ株式会社に対して当社は経営管理コンサルティングサービスを提供しております。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役　徳永康雄	当事業年度に開催された取締役会19回の全てに出席いたしました。 出席した取締役会において、他社で長年経営に携わった豊富な経験と幅広い見識に基づき経営全般の観点から適宜発言を行っております。
取締役 (監査等委員)　大友潤	当事業年度に開催された取締役会19回の全て及び監査等委員会12回の全てに出席いたしました。 出席した取締役会及び監査等委員会において、他社で長年経営に携わった豊富な経験と幅広い見識に基づき経営全般の観点から適宜発言を行っております。
取締役 (監査等委員)　山田琴江	当事業年度に開催された取締役会19回の全て及び監査等委員会12回の全てに出席いたしました。 出席した取締役会において、公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 また、監査等委員会において、当社の経営管理システム及び内部監査について適宜発言を行っております。
取締役 (監査等委員)　土谷祐三郎	当事業年度に開催された取締役会19回の全て及び監査等委員会12回の全てに出席いたしました。 出席した取締役会及び監査等委員会において、他社で長年経営に携わった豊富な経験と幅広い見識に基づき経営全般の観点から適宜発言を行っております。

5．会計監査人の状況

(1) 名称　　PwC京都監査法人

（注）PwC京都監査法人は、2023年12月１日付けでPwCあらた有限責任監査法人と合併し、同日付けで名称をPwC Japan有限責任監査法人に変更する予定であります。

(2) 報酬等の額

区　分	監査証明業務に基づく報酬	非監査証明業務に基づく報酬
当　　社	18,000千円	1,250千円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の監査証明業務以外の業務（非監査業務）であるコンフォートレター作成業務を委託し対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はございません。

6．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は2021年12月15日開催の取締役会において、以下のとおり「内部統制システム構築の基本方針」を決議しております。当社は、この方針に基づいて業務の適正を確保するための体制を整備・運用しております。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ａ 当社は、複数の社外取締役の選任を通じて、経営に対する取締役会の監督機能を強化し、経営判断の透明性、公正性を確保する。取締役会は、法令、定款、取締役会決議及び社内規程に則して重要事項を決定するとともに取締役の職務の執行を監督する。

ｂ 当社は、健全な事業活動を推進するための組織としてリスクマネジメント・コンプライアンス委員会を設置し、審議・報告した内容のうち重要と判断したものは取締役会に報告する。

ｃ 当社の内部監査が実効的に行われることを確保するための体制を規定に定め、高い専門性及び倫理観を有する監査担当者による監査を実施する。

ｄ 当社は、法令違反、社内規程違反等、企業倫理に関する相談窓口を社内及び社外に設置し、法令遵守の徹底及び倫理観の醸成・向上を図る。

ｅ リスクマネジメント・コンプライアンス委員会を開催し、当社における企業倫理に対する取り組みを推進する。

ｆ 当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的な勢力・団体とは一切の関係を持たず、いかなる利益供与も行わない。

② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ａ 当社の危機管理等、リスクマネジメントに関する基本的事項を決定するとともに、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会にて事業活動を取り巻く様々なリスクの評価・見直しを図り、適宜対策を講じる。

ｂ 当社は、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会より報告される重要リスクへの対策、危機管理等について、その運用が有効に行われているかを取締役会にて監督する。

ｃ 当社は、危機が発生した場合に危機対策本部等を設置する等、迅速かつ適切な対応を行い、被害最小化を図るとともに、当社は社外への適時適切な発信を実施する。

③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ａ 取締役会規程に基づき、また重要案件が生じた場合は必要に応じて取締役会を開催し、法令又は定款で定められた事項及び経営方針その他経営に関する重要事項を決定する。

b　組織、職制、指揮命令系統及び業務分掌を定めた組織規程、業務分掌規程並びに決裁制度の運用に関する基本的事項を定めた決裁権限規程に基づき、職務執行上の責任体制を確立することにより、経営環境の変化に対応した職務の効率的な執行を図る。

④　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

a　取締役会規程、情報システム管理規程等の情報管理に関する社内規程に従い、取締役の職務の執行に係る情報を適正に保存及び管理する。

b　適正な情報利用及び管理を目的とした情報セキュリティ体制を構築する。

⑤　監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

a　当社は、監査等委員会の職務を補助すべき使用人の人選、異動、処遇の変更においては監査等委員会の同意を得ることとする。

b　監査等委員会の職務を補助すべき使用人に対する指揮命令権限は、監査等委員会に帰属するものとする。

⑥　監査等委員会への報告に関する体制

a　当社の取締役・使用人等は、法定事項のほか当社の経営・業績に影響を及ぼす重要な事項や内部監査の活動概要を監査等委員会に適時報告する。

b　内部通報制度による通報状況及びその内容を遅滞なく監査等委員会に報告する体制を整備し、監査等委員会の情報収集・交換が適切に行えるよう対応する。

c　当社の取締役・使用人等は、監査等委員会から業務執行に関する事項及びその他重要な事項について報告を求められたときは、速やかにかつ適正に対応する。

⑦　監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の取締役・使用人等が、監査等委員に報告を行ったことを理由として、不利益な取扱いを受けないこととし、適正に対応する。

⑧　監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

ａ　監査等委員会の職務の執行上必要と認められる費用について予算化し、その前払い等の請求があるときは当該請求が適正でない場合を除き、速やかにこれに応じることとする。

ｂ　監査等委員による緊急又は臨時に支出した費用については、事後の償還請求に応じる。

⑨　その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

ａ　監査等委員会が決定した監査基準及び監査実施計画を尊重し、円滑な監査の実施及び監査環境の整備に協力する。

ｂ　監査等委員会と社長との意見交換を適宜実施し、監査が実効的に行われるための連携を保つよう努める。

ｃ　当社の監査担当者・会計監査人は、監査等委員会と十分な連携を図る。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① コンプライアンスに関する取組みの状況

当社は、企業が永続的に存立していくには、コンプライアンスの徹底が必要かつ不可欠であると認識しており、コンプライアンスの実践を経営の最重要課題の一つとし、その取り組みの実効性の維持向上に努めることを、「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」で制定しております。「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」に基づき、代表取締役を委員長とするリスクマネジメント・コンプライアンス委員会を設置し協議のうえ、各部門に対しコンプライアンス上必要な措置を指示しております。また、事業運営につき疑問・問題点が生じた場合や新規事業を始める際には、顧問弁護士事務所と連携し、法令上の問題点の早期把握と解決に努めております。さらに、事業に関連する法令等の改廃動向については、常に情報収集を行っております。

② リスクマネジメントに関する取組みの状況

当社は、経営上起こり得る種々のリスクに対処するため、「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」を制定し、全社的なリスク管理を行っております。「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」に基づき、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会を四半期に１回開催し、リスクのモニタリング及びモニタリング結果に基づく対応策等につき協議・検討し、リスクのモニタリング、評価、分析結果は協議・決定事項、進捗状況については必要に応じて取締役会に報告しております。

③ 職務執行の適正性及び効率的に行われていることに関する取組みの状況

当社の取締役会は、6名（3名の監査等委員でない取締役(うち社外取締役１名)及び３名の監査等委員である取締役(うち社外取締役３名)）で構成されております。取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、決裁権限規程、取締役会規程その他の当社諸規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。定例取締役会が毎月１回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営に関する重要事項を決定しております。取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は取締役の職務執行を監督しております。

また、代表取締役、監査等委員及び執行役員で構成する経営会議を、原則として月１回開催しております。職務権限上の決裁を行うことに加え、各部門の業績報告等、業務執行に関する

情報を共有するとともに、会社としての課題及び解決について認識を共有することで業務執行の迅速化を図っております。

④　監査等委員会の監査の実効性を確保するための取組みの状況

当社の監査等委員会は原則として取締役会の開催に合わせて毎月１回監査等委員会を開催するほか、必要に応じて臨時監査等委員会を適宜開催して監査内容の共有を図るとともに、内部監査担当者及び会計監査人と定期的な会合等を通じて緊密な連携を図ることにより、監査に必要な情報を収集しております。また、監査等委員は取締役会及び経営会議等に出席し、取締役の職務執行を監督するとともに、適宜必要な意見を述べております。さらには、監査等委員会は代表取締役との定期的な意見交換の機会を持ち、監査を通じて気付いた問題点について報告すると同時に、代表取締役からは、定例的に経営方針、最近の経営上の課題、問題点及び所信等をヒアリングすることにより、当社の適正な成長に資するべく、意見交換を行っております。

７．会社の支配に関する基本方針

当社は、現時点では、当該「基本方針」及び「買収防衛策」につきましては、特に定めておりません。

８．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、事業の成長・拡大による企業価値の向上を最重要課題として認識するとともに、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つと位置付けております。利益配分につきましては、今後の成長・拡大戦略に備えた内部留保の充実等を総合的に勘案した上で業績の動向を踏まえた配当を検討していく方針であります。当事業年度の配当につきましては、事業拡大のための成長投資に充当することを優先し無配としております。今後の配当実施の可能性、実施時期については現時点で未定であります。

貸借対照表

(2023年9月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**1,188,376**	**流動負債**	**342,781**
現金及び預金	980,888	買掛金	74,707
売掛金	186,061	1年内返済予定の長期借入金	22,239
前渡金	2,025	未払金	23,617
前払費用	14,487	未払費用	49,283
その他	5,504	未払法人税等	41,418
貸倒引当金	△590	契約負債	5,088
		預り金	25,303
		賞与引当金	57,543
		役員賞与引当金	6,000
		その他	37,579
固定資産	**57,889**	**固定負債**	**16,680**
有形固定資産	**6,098**	長期借入金	16,680
建物	5,802	**負債合計**	**359,461**
工具、器具及び備品	295	**(純資産の部)**	
投資その他の資産	**51,790**	**株主資本**	**886,804**
投資有価証券	3,716	**資本金**	**181,473**
長期前払費用	731	**資本剰余金**	**345,963**
繰延税金資産	30,522	資本準備金	345,963
敷金	16,820	**利益剰余金**	**359,589**
		その他利益剰余金	359,589
		繰越利益剰余金	359,589
		自己株式	**△222**
		純資産合計	**886,804**
資産合計	**1,246,265**	**負債純資産合計**	**1,246,265**

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（2022年10月1日から
2023年9月30日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**1,654,667**
売上原価		**735,905**
売上総利益		**918,761**
販売費及び一般管理費		**763,401**
営業利益		**155,360**
営業外収益		
受取利息	7	
受取手数料	67	
受取利子補給	53	
雑収入	26	
その他	10	164
営業外費用		
支払利息	331	
株式交付費	3,643	3,975
経常利益		**151,550**
特別損失		
投資有価証券評価損	12,437	12,437
税引前当期純利益		**139,112**
法人税、住民税及び事業税	47,838	
法人税等調整額	△11,605	36,233
当期純利益		**102,879**

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2022年10月1日から
2023年9月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本							新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	100,000	264,489	264,489	256,709	256,709	△222	620,977	911	621,889
当期変動額									
新株の発行	81,473	81,473	81,473				162,947		162,947
当期純利益				102,879	102,879		102,879		102,879
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								△911	△911
当期変動額合計	81,473	81,473	81,473	102,879	102,879	－	265,826	△911	264,914
当期末残高	181,473	345,963	345,963	359,589	359,589	△222	886,804	－	886,804

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年11月20日

ブリッジコンサルティンググループ株式会社
　取締役会　御中

PwC京都監査法人
東京事務所

指定社員 業務執行社員	公認会計士	齋　藤　勝　彦
指定社員 業務執行社員	公認会計士	山　本　　剛

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、ブリッジコンサルティンググループ株式会社の2022年１０月１日から2023年９月３０日までの第１２期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2022年10月１日から2023年９月30日までの第12期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制担当者等と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年11月20日

ブリッジコンサルティンググループ株式会社　監査等委員会

監査等委員　山　田　琴　江　㊞

監査等委員　大　友　　潤　㊞

監査等委員　土　谷　祐　三　郎　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（令和3年法律第70号）の施行に伴い、上場会社において、定款に定めることにより一定の条件のもとで、場所の定めのない株主総会（以下「いわゆるバーチャルオンリー株主総会」という。）の開催が可能となりました。

当社は、将来的な株主総会の開催方式の選択肢を拡充することは、居住地にかかわらず多くの株主の皆様が株主総会に出席しやすくなることで、株主総会の活性化・効率化・円滑化を図り、また、各種の感染症や大規模自然災害発生時等におけるリスクの低減にもつながるため、株主の皆様の安全や利益に資すると考えますので、場所の定めのない株主総会を開催できるよう、定款第12条第２項を追加するものであります。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（招集） 第12条　当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から３か月以内に招集し、臨時株主総会は、随時必要に応じて招集する。	（招集） 第12条　当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から３か月以内に招集し、臨時株主総会は、随時必要に応じて招集する。
（新　設）	２　当会社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（３名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制強化のため、１名増員し取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	【再任】 宮崎　良一 （1983年１月23日生）	2006年12月　監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所 2011年10月　当社代表取締役就任（現任） 2016年１月　株式会社Casa監査役就任（現任）	524,000株
	【取締役候補者とした理由】 宮崎良一氏は業界に対する豊富な経験と見識に基づき、当社代表取締役として強いリーダーシップを発揮して経営の指揮を執り企業価値の向上に貢献してきたことから、今後も当社の事業拡大及び経営全般に対する適切な役割の遂行が期待できるため、引き続き取締役候補者といたしました。		
2	【再任】 伊東　心 （1985年８月17日生）	2006年12月　新日本監査法人（現ＥＹ新日本有限責任監査法人）入所 2014年９月　シリコンスタジオ株式会社入社 2017年１月　当社入社 2018年12月　当社執行役員IPO支援事業部部長就任 2022年12月　当社取締役コーポレート戦略部部長兼ITメディア統括部部長就任（現任）	26,400株
	【取締役候補者とした理由】 伊東心氏は2017年入社以降、IPO支援事業部やコーポレート戦略部などで当社の事業戦略において重要な経営判断及び意思決定を適切に行ってまいりました。現在は取締役コーポレート戦略部部長兼ITメディア統括部部長として当社の経営に携わり、当社の事業戦略、コーポレート・ガバナンス、IT戦略の更なる推進・強化への寄与が期待できるため、引き続き取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3	【再任】 徳永康雄（とくながやすお） （1980年6月24日生）	2003年4月　日本アジア投資株式会社入社 2013年12月　WMパートナーズ株式会社取締役社長就任 2018年7月　WMパートナーズ株式会社代表取締役社長就任（現任） 2021年12月　当社取締役就任（現任） （重要な兼職の状況） WMパートナーズ株式会社　代表取締役社長	－株
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 徳永康雄氏は他社での企業経営者として培った経験と高い見識を有していることから、当社の経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしていただくことにより、コーポレート・ガバナンスの強化・充実に寄与することを期待できるため、引き続き社外取締役候補者といたしました。		
4	【新任】 田中智行（たなかともゆき） （1980年1月26日）	2004年12月　中央青山監査法人（のち、みすず監査法人）入所 2008年1月　株式会社オーナーズブレイン入社 2009年7月　有限責任監査法人トーマツ入所 2015年9月　当社入社 2017年4月　当社執行役員リスクマネジメント事業部部長就任（現任） 2022年6月　ブティックス株式会社取締役（監査等委員）就任（現任）	34,200株
	【取締役候補者とした理由】 田中智行氏は2015年入社以降、リスクマネジメント事業部で当社の営業戦略において重要な経営判断及び意思決定を適切に行ってまいりました。現在は執行役員リスクマネジメント事業部部長として当社の経営に携わり、当社の営業活動の更なる推進・強化への寄与が期待できるため、取締役候補者といたしました。		

（注）1．徳永康雄氏はWMパートナーズ株式会社の代表取締役社長であり、当社は同社に経営管理コンサルティングサービスを提供しております。その他の候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2．徳永康雄氏は、社外取締役候補者であります。
3．徳永康雄氏は、現在当社の社外取締役でありますが、その在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。

4．当社は、徳永康雄氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額としており、同氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。
5．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者のその職務の執行に関して責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因して生じた損害などの場合を除く）。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

監査等委員である取締役全員（３名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	【再任】 大友　潤（おおとも　じゅん） （1974年６月23日生）	1997年４月　株式会社インテリジェンス（現パーソルキャリア株式会社）入社 2015年４月　テンプスタッフ株式会社（現パーソルテンプスタッフ株式会社）入社 2018年６月　当社取締役就任 2021年12月　当社取締役（監査等委員）就任（現任） 2023年４月　パーソルBPO株式会社取締役執行役員就任（現任） 2023年４月　パーソルプロセス＆テクノロジー株式会社取締役就任（現任）	一株
	【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 大友潤氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、他社での企業経営者として培った経験と高い見識を有しており、当社の経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしていただくことにより、コーポレート・ガバナンスの強化・充実に寄与することを期待できるためであります。		
2	【再任】 山田琴江（やまだ　ことえ） （1983年３月24日生）	2006年３月　監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所 2015年10月　Fringe81株式会社（現Unipos株式会社）監査役就任 2019年12月　当社監査役就任 2021年12月　当社取締役（監査等委員）就任（現任）	一株
	【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 山田琴江氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、公認会計士としての会計に関する知識及び他社での常勤監査役として培った経験と高い見識を有しており、当社の経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしていただくことにより、コーポレート・ガバナンスの強化・充実に寄与することを期待できるためであります。		

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3	【再任】 土谷 祐三郎（つちや ゆうざぶろう） （1979年２月22日生）	2001年４月　監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所 2008年１月　株式会社コーポレイトディレクション入社 2011年10月　ACA株式会社入社 2011年12月　株式会社ホットランド出向 2015年１月　当社取締役就任 2015年３月　株式会社ホットランド取締役就任 2016年10月　Retty株式会社入社 2017年10月　Retty株式会社執行役員コーポレート部門担当 2018年８月　当社監査役就任 2020年12月　当社取締役就任 2021年12月　当社取締役（監査等委員）就任（現任） 2022年12月　Retty株式会社取締役執行役員CFO就任（現任） 2023年７月　サイバーソリューションズ株式会社執行役員就任（現任）	900株
	【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 土谷祐三郎氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、他社での企業経営者として培った経験と高い見識を有しており、当社の経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしていただくことにより、コーポレート・ガバナンスの強化・充実に寄与することを期待できるためであります。		

（注）１．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．大友潤氏、山田琴江氏及び土谷祐三郎氏は、社外取締役候補者であります。
３．大友潤氏は、現在当社の社外取締役でありますが、その在任期間は本総会終結の時をもって５年６ヶ月となります。
４．山田琴江氏は、現在当社の社外取締役でありますが、その在任期間は本総会終結の時をもって２年となります。
５．土谷祐三郎氏は、現在当社の社外取締役でありますが、その在任期間は本総会終結の時をもって３年となります。
６．大友潤氏、山田琴江氏及び土谷祐三郎氏は、過去に当社の業務執行者でない役員であったことがあり

ます。

7．当社は、大友潤氏、山田琴江氏及び土谷祐三郎氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法425条第１項に定める最低責任限度額としており、３氏の再任が承認された場合は、３氏との当該契約を継続する予定であります。

8．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者のその職務の執行に関して責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因して生じた損害などの場合を除く）。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

9．当社は、大友潤氏、山田琴江氏及び土谷祐三郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、３氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

第４号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、2022年12月21日開催の第11回定時株主総会において、年額5,000万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただき今日に至っておりますが、その後の経済情勢の変化など諸般の事情を考慮いたしまして、取締役の報酬額を年額１億円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と改めさせていただきたいと存じます。

本議案に係る報酬額は、取締役（監査等委員であるものを除く。）の職責等に照らして相当であると判断しております。

また、本議案は第２号議案が承認されることを、効力発生の条件といたします。なお、現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は３名（うち社外取締役１名）ですが、第２号議案が原案通り可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は４名（うち社外取締役１名）となります。

以　上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区西新橋一丁目６番15号
ＮＳ虎ノ門ビル（日本酒造虎ノ門ビル）
ＡＰ虎ノ門　11階　Ｂルーム

（ご注意）駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますよう、お願い申しあげます。

交通　●都営三田線 内幸町駅 Ａ４ａ出口 徒歩３分
●東京メトロ銀座線 虎ノ門駅 ９番出口 徒歩３分
●東京メトロ千代田線 霞ヶ関駅 Ｃ３出口 徒歩４分